



発行 東京都

目次

119

公 告

○平成三十年定例監査（平成二十九年度執行分）の結果に関する報告の公表………（東京都監査委員）…

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成30年定例監査（平成29年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり公表する。

なお、監査報告の決定に当たっては、成清梨沙子前監査委員及び高倉良生前監査委員が関与し、清水やすこ監査委員及び神林茂監査委員は関与していない。

平成30年12月19日

- 東京都監査委員 清水やすこ
- 東京都監査委員 神林茂
- 東京都監査委員 友渕宗治
- 東京都監査委員 岩田喜美枝
- 東京都監査委員 松本正一郎

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、平成30年定例監査を実施した。

2 監査の対象

平成29年度における都の事務及び事業の全般とし、必要に応じて財政援助団体が実施している事業についても対象とした。

あわせて、平成29年度東京都財務諸表の作成についても検証した。

3 監査の期間

平成30年1月10日から同年8月30日まで
局別の実地監査期間は、別表1のとおりである。

4 監査実施状況

全28局を対象として、表1のとおり、監査を実施した。
局別の実地監査場所は、別表2のとおりである。

（表1） 監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数（注）	実施率
本庁	137	137	100 %
事業所	742	312	42.0 %
計	879	449	51.1 %

（注）このほか、財政援助団体4団体への実地監査を行った。

5 監査の観点

合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を行った。

また、全庁重点監査事項として、「都民・利用者ニーズに応える施設の管理・運営」を設定した。さらに、事務事業の特性や事務執行上のリスクを考慮して、各局ごとに局別重点監査事項のテーマを設定した。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表2及び表3のとおり、19局に対し、111件の指摘、4件の意見・要望を行った。
 指摘事項等の一覧は別表3(局別)及び別表4(区分別)のとおりである。
 指摘金額(注)は6,001億4,240万余円であり、このうち、経費削減が可能なものや収入漏れなどを指摘したものが506万余円である。
 また、全庁重点監査事項に関しては、第3全庁重点監査事項に記載のとおり、11局に対し36件の指摘を行い、局別重点監査事項に関しては、第4局別重点監査事項に記載のとおり、10局に対し、23件の指摘を行った。

(注) 指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものである。
 なお、収入や支出に直接しない事務手続に関するものは含めていない。

(表2) 指摘事項、意見・要望事項の局別件数

No.	局	指摘				意見・要望	合計	うち全庁重点監査事項	うち局別重点監査事項
		収入	支出	財産	その他				
1	青少年・治安対策本部		1			1	1	1	
2	総務局		2			2	2		
3	主税局		8			8	9	4	
4	生活文化局		9		1	9	11	5	
5	リハビリテーション準備局		2	1		3	3	1	
6	都市整備局	2	1			3	3	1	
7	環境局		2	1	1	4	4	1	
8	福祉保健局		2	7	5	15	17	8	
9	病院経営本部		1	2	1	4	5	3	
10	産業労働局		2	3		5	5	2	
11	中央卸売市場	1	1	3		4	4	1	
12	建設局		1	3	2	7	7	3	
13	港湾局			4	2	6	6	3	
14	東京消防庁			2		2	2		
15	交通局		6	1	1	8	9	5	
16	水道局	1	2		1	4	4		
17	下水道局		5	1	1	7	7	2	
18	教育庁	1	7	1	6	15	15	3	
19	警視庁				1	1	1		
	合計	18	57	19	17	111	115	36	

(表3) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	指摘	意見・要望	合計	うち		(参考) 平成29年 合計件数
					全庁重点 監査事項	局別重点 監査事項	
収入(収入)	会計処理(歳入)	6		6	1	1	8
	債権管理	4		4		2	7
	都税	8		8		4	12
	歳入(その他)			0			13
歳出(支出)	契約(仕様・積算)	11		11	3	4	16
	契約(履行確認)	20		20	9	3	19
	契約(その他)	20	1	21	5	1	37
	会計処理(歳出)	4		4		3	5
財産	補助金等	2		2		1	2
	財産管理	13		13	9	2	1
	物品管理	6		6	1	1	1
	情報管理	5		5			0
その他	システム	12	3	15	8	1	32
	その他						
	合計	111	4	115	36	23	153

2 主な指摘事例

【全庁重点監査事項】

- 消防用設備の不備を指摘されているにもかかわらず、対応を行っていないもの

環境局、福祉保健局、病院経営本部、中央卸売市場、教育庁

各施設の消防用設備について、繰り返し点検で不備が指摘されているにもかかわらず、対応を行っていない。

消防設備については、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく点検を行い、その点検結果を消防署に報告しなければならぬとされている。

しかしながら、環境局、福祉保健局、病院経営本部、中央卸売市場及び教育庁において、点検において不備が指摘されている設備があるにもかかわらず、改善が行われていない事例があった。

そこで、各局に対し、点検結果への対応を速やかに行うよう求めた。

【全庁重点監査事項】

- 教室内のロッカー等に地震時の転倒防止処理が行われていなかったもの

教育庁

特別支援学校の教室等に設置されているロッカーについて、地震時の転倒防止処理が行われていなかった。

港特別支援学校の教室等を見たところ、生徒用ロッカーや掃除用ロッカー等が設置されているが、監査日現在、地震時の転倒防止処理が行われていない箇所が多数見受けられた。これは、生徒等の安全を考えると早急に施工すべきものである。そこで、学校に対し、生徒の安全管理を適切に行うよう求めた。

【局別重点監査事項※】 【契約（仕様・積算）】

- リース契約に係る積算を適正に行っていないもの

総務局、生活文化局

リース契約に係る積算について、保守料を二重に計上しているなど積算を適正に行っていない。

総務局及び生活文化局におけるリース契約に係る積算の内容を確認したところ、①保守料を二重に計上している、②保守料算出対象外のリース品についての保守料を計上しているなど、積算を適正に行っていない。

両局に対し、リース契約に係る積算を適正に行うよう求めた。

【局別重点監査事項※】 【契約（履行確認）】

- 仕様書の定めた内容と異なっていたにもかかわらず、履行完了としていたもの

青少年・治安対策本部、総務局、生活文化局、環境局、福祉保健局、産業労働局、建設局

契約において、仕様書の定めた内容と異なる履行内容や納品物、履行報告となっているにもかかわらず、履行完了としていた。

青少年・治安対策本部、総務局、生活文化局、環境局、福祉保健局、産業労働局及び建設局における委託契約における履行状況を確認したところ、仕様書の定めた内容と異なる履行内容や納品物、履行の報告となっているにもかかわらず、履行完了としている状況が認められた。そこで、各局に対し、履行確認を適切に行うよう求めた。

【契約（仕様・積算）】

- 排水の水質分析が適正に行われていなかったもの

福祉保健局

排水分析業務委託において、法令により分析すべきとされている項目と仕様書で指示している分析項目が対応していなかった。

衛生検査所では、残留農薬等の検査に当たり、排水が法令に基づく下水排除基準を満たしているか確認するため、排水の水質分析を業務委託している。しかしながら、仕様書で指示している分析項目が、下水排除基準の項目と対応していないことが認められた。そこで、所に対し、排水の水質分析を適正に行うよう求めた。

【契約（その他）】

- 災害時支援ボランティア、自主防災組織等に係る保険の契約手続が適切でなかったもの

東京消防庁

災害時支援ボランティア、自主防災組織等に係る保険の契約について、契約所管部署に対する協議のみを行い、契約締結請求をせずに特定の会社と締結を行っていた。

防災部では、災害時支援ボランティア（平成8年度制定）、自主防災組織等（女性防火組織及び消防少年団）の活動（平成20年度制定）に係る保険について、それぞれの制度の発足時に内容協議の下に設定した保険であること等を理由として、制度発足当時から、特定の会社と契約を行っている。

両保険の契約手続を見たところ、防災部では、両保険の加入に際し、契約事務を所管する総務部に対し契約締結請求を行うべきところ、これを経ずに特定の会社と契約を続けている状況となっていた。

また、総務部は、防災部から保険加入決定の協議を受けているにもかかわらず、所定の手続を経ずに前例を踏襲し、当該契約を続けていることを看過している状況となっていた。そこで、両部に対し、保険の加入契約手続を見直すよう求めた。

【情報管理】

- 個人情報を取り扱う業務の委託に係る事務処理が適切に行われていなかったもの

環境局、水道局、教育庁、警視庁

個人情報を取り扱う業務の委託業務について、機密保持や情報の削除に関する条項が記載されていない等、不適切な取扱いがあった。

各局における、個人情報を取り扱う業務の委託契約の内容を確認したところ、委託完了の際、個人情報の消去を確認する文書の提出等について仕様書に定めがないため、受託者が確実に個人情報削除したか確認できないなど、個人情報を取り扱う業務を委託する際の事務処理が適切に行われていなかった。

そこで、各局に対し個人情報を取り扱う業務の委託の事務処理を適切に行うよう求めた。

【財産管理】

- ボットホールの発生原因の調査、対応の検討をしていなかったもの

港湾局

沈埋トンネル内（注1）で発生するボットホール（注2）について、頻繁に発生し、補修を繰り返している箇所があるにもかかわらず、発生原因の調査検討等を行っていなかった。

港湾局が管理する沈埋トンネルの道路の維持補修状況を確認したところ、沈埋函の継ぎ目付近にボットホールが頻繁にできており、局は同一箇所を補修をその都度行っていた。

このことから、ボットホールの発生原因が沈埋トンネル特有のものであるか否か等、構造面の調査検討が必要であるにもかかわらず、局はそれを行っていなかった。

そこで、局に対し、ボットホールの発生原因の調査や対応の検討を行うよう求めた。

（注1）コンクリート等でつくった複数の団体を海底に沈め接合して造られているトンネル

（注2）道路の舗装表面が陥没してできた穴

第3 全庁重点監査事項

1 監査の背景と目的

都では、本庁舎や事業所等の庁舎をはじめ、スポーツ・文化・医療・福祉・交通・教育など各分野にわたる多数の施設の管理・運営を行っている。

各施設では、建物・設備の安全・安心の確保はもとより、国内外の多数の都民や利用者へ提供する行政サービスの質の向上を図るため、各種の業務を行っている。

一方、都政において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場や豊洲市場など、施設を中心に展開する事業に都民の関心が高まっている。

今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、競技会場となる施設が統々としゆん工を迎え、また、スポーツ施設、文化施設、交通施設等を利用する都民や観光客の一層の増加も見込まれる。

こうした状況の中、施設の管理・運営業務の重要性はますます高まり、これまで以上に都民や利用者のニーズに応えた適切な業務遂行が求められる。

このため、本監査においては、「都民・利用者ニーズに応える施設の管理・運営」を全庁重点監査事項として設定し、各局の直営施設を中心に管理・運営業務を統一的・横断的に検証した。

なお、スポーツ施設、文化施設などの公の施設については、各監査を有機的かつ多角的に連携させ、より民間等の創意工夫を発揮しうるかどのかの観点から、行政監査及び財政援助団体等監査等においても、別途検証することとした。

2 監査の対象及び方法

各局が管理・運営を行っている施設について、都民・利用者ニーズ等の観点から、過去の監査結果等によるリスクを踏まえ、監査対象とする施設を選定した。

選定した施設の管理・運営業務のうち、表4のとおり、「都民・利用者に対するサービスの状況」、「安全・安心の確保」、「施設の点検、修繕業務の適正性」、「施設管理に係る事務処理の適正性」の観点からそれぞれの施設の特徴を踏まえた業務を監査対象とした。

なお、建物・設備の点検、修繕等は共通の監査事項とし、関係書類を抽出するなどして監査を行った。

監査対象とした各局の施設は表5のとおりである。

(表4) 全庁重点監査事項の主な監査対象業務

【都民・利用者に対するサービスの状況】		主な着眼点
対象業務	監査事項	
	ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供している内容に不足はないか 最新の情報を提供しているか
広報広聴	意見・苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> 意見や苦情を関係部署で情報共有し、改善に努めているか
	AED	<ul style="list-style-type: none"> 保守点検は適切に行われているか
施設貸出	利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 利用者は公平・公正に決定されているか 周知は適切に行われているか 利用率向上の取組を適切に行っているか
	利用者・見学者対応	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の要望等を把握し、施設管理運営に反映しているか 案内は最新のものをおわかりやすく表示しているか 段差・傾斜対策は適切に行われているか 点字ゾロツクは確保されているか
【安全・安心の確保】		
対象業務	監査事項	主な着眼点
	不法侵入対策	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者のチェック等を行っているか
警備	警備体制	<ul style="list-style-type: none"> 警備員の配置、時間、巡回は適切に行われているか 機械警備、監視カメラの運用は適切か
	清掃	<ul style="list-style-type: none"> 清掃範囲、頻度は適切か 実施時期、時間は適切か
樹木管理	せん定、草刈等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全に配慮して行われているか
	危険物の保管	<ul style="list-style-type: none"> 柵、什器等の設置状況に問題はないか 薬品、灯油等の管理は適切に行っているか 陸液等の処分は適切に行っているか
	保管状況	

(表4) 全庁重点監査事項の主な監査対象業務 (つづき)

【施設の点検、修繕業務の適正性】		主な着眼点
対象業務	監査事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法定点検等を適時に実施しているか ・点検は適切に行われたか
	点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・不良箇所に対する対応方針を決定しているか ・不良箇所は計画的、効率的に改善されているか ・局の施設所管部署が、各施設の保全業務の状況を把握し、コメントできる仕組みとなっているか
建物・設備の点検、修繕等	点検結果への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・不良箇所は計画的、効率的に改善されているか ・局の施設所管部署が、各施設の保全業務の状況を把握し、コメントできる仕組みとなっているか
	修繕、改修	<ul style="list-style-type: none"> ・不良箇所は計画的、効率的に改善されているか ・局の施設所管部署が、各施設の保全業務の状況を把握し、コメントできる仕組みとなっているか
局の統制	局の統制	<ul style="list-style-type: none"> ・不良箇所は計画的、効率的に改善されているか ・局の施設所管部署が、各施設の保全業務の状況を把握し、コメントできる仕組みとなっているか
	庁内の統制	<ul style="list-style-type: none"> ・不良箇所は計画的、効率的に改善されているか ・局の施設所管部署が、各施設の保全業務の状況を把握し、コメントできる仕組みとなっているか
【施設管理に係る事務処理の適正性】		主な着眼点
対象業務	監査事項	<ul style="list-style-type: none"> ・手続は適切に行われているか ・不法に占有されていないか ・契約電力は適切か ・費用節減に努めているか
	使用許可、貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・手続は適切に行われているか ・不法に占有されていないか ・契約電力は適切か ・費用節減に努めているか
建物管理	敷地管理	<ul style="list-style-type: none"> ・手続は適切に行われているか ・不法に占有されていないか ・契約電力は適切か ・費用節減に努めているか
	電力供給契約	<ul style="list-style-type: none"> ・手続は適切に行われているか ・不法に占有されていないか ・契約電力は適切か ・費用節減に努めているか
各種契約、会計等の手続	各種光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> ・手続は適切に行われているか ・不法に占有されていないか ・契約電力は適切か ・費用節減に努めているか
	各種契約、会計等の手続	<ul style="list-style-type: none"> ・発注から支払までの各事務手続は適正に行われているか ・損算は適切か ・特命理由は適切か ・不合理な分割発注となっていないか ・収入、支出事務等の会計手続は適正に行われているか

(表5) 監査対象とした施設

局名	施設	主な監査対象業務
1 政策企画局	東京開業ワンストップセンター	利用者対応、広報広聴
2 総務局	東京都庁舎	警備
3 財務局	東京都庁舎・飯田橋庁舎	建物等の点検、修繕、点検修繕業務に係る庁内への支援 利用者等対応、建物等の点検、修繕
4 主税局	千代田・中央・品川・台東各都税事務所	利用者等対応、建物等の点検、修繕
5 生活文化局	消費生活総合センター、多摩消費生活センター、計量検定所、東京ライムズプラザ	利用者等対応、建物等の点検、修繕
6 オリエンテック・パラリンピック準備局	味の素スタジアム	施設運営
7 都市整備局	第一市街地整備事務所、六町地区整備事務所、瑞江駅西部地区事務所、篠崎駅東部地区事務所、臨海部地区事務所(豊洲)、臨海部地区事務所(有明北)、第二市街地整備事務所、汐留地区事務所、泉岳寺駅地区事務所、多摩建築指導事務所、東京都庁第二本庁舎3階南及び中央、都営住宅	利用者等対応、施設管理、建物等の点検、修繕
8 環境局	廃棄物物理立管理事務所(環境局中防合同庁舎、埋立処分場)	警備、建物等の点検、修繕
9 福祉保健局	北療育医療センター、府中療育センター、南多摩・多摩立川各保健所、足立・品川各児童相談所、動物愛護相談センター、中部・多摩各総合精神保健福祉センター、西多摩福祉事務所	広報広聴、警備、建物等の点検、修繕
10 病院経営本部	広尾・大塚・駒込・墨東・多摩総合・神経・小児総合・松沢各都立病院	広報広聴、建物等の点検、修繕
11 産業労働局	労働相談情報センター、中央・城北、多摩各職業能力開発センター、農業振興事務所(中央・西多摩・南多摩各農業改良普及センターを含む)、森林事務所、島上・農林水産総合センター、皮革技術センター、食品技術センター	広報広聴、建物等の点検、修繕
12 中央卸売市場	築地・食肉・大田・足立・世田谷・北足立・多摩ニュータウン各市場	利用者等対応、建物等の点検、修繕
13 建設局	東部・西部各公園緑地事務所、第四・北多摩北部各建設事務所、土木技術支援・人材育成センター	広報広聴、建物等の点検、修繕
14 港湾局	10号船その2及び芝浦ふ頭における上屋、ふ頭等	警備、建物等の点検、修繕
15 東京消防庁	本都庁舎、各消防署、消防学校、消防技術安全所	利用者等対応、建物等の点検、修繕
16 交通局	東横・日比谷各駅務管区、日暮里・舎人営業所、工務事務所、お客様サービス課及び都営交通お客様センター	利用者等対応、建物等の点検、修繕

局名	施設	主な監査対象業務
17 水道局	千代田・杉並・新宿・世田谷・渋谷・大田・江東・葛飾各営業所、傘町・三郷・朝霞・東村山・玉川・小作各浄水場	広報広聴、建物等の点検、修繕
18 下水道局	芝浦・葛西・落合・新河岸・森ヶ崎・多摩川上流各水再生センター、東京都虹の下水道館、旧三河島汚水処分場噴筒場施設、蔵前水の館・多摩川ふれあい各水族館	広報広聴、建物等の点検、修繕
19 教育庁	西・飛鳥・大崎・北豊島工業・大泉・板橋・松原各高等学校、大塚ろう学校、王子第二・板橋・白鷺・港・田無各特別支援学校、志村学園、あきる野学園、中部・西部各学校経営支援センター、都立学校教育部、地域教育支援部、中央図書館	利用者等対応、建物等の点検、修繕
20 警視庁	万世橋・八王子各警察署、遺失物センター、警察博物館	利用者等対応、建物等の点検、修繕
21 議会局	都議会議事堂	広報広聴、警備

3 監査結果の概要

本監査においては、各局の直営施設を中心に、管理・運営業務について、「都民・利用者に対するサービスの状況」、「安全・安心の確保」、「施設の点検、修繕業務の適正性」、「施設管理に係る事務処理の適正性」の観点から、統一的・横断的に監査を実施した。監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、11局に対し、36件の指摘及び意見・要望を行った。

観点別の指摘及び意見・要望事項の概要は以下のとおりである。

(1) 都民・利用者に対するサービスの状況

監査の結果、次のアからウに示す内容の事例について、合計9件の指摘及び意見・要望を行った。指摘及び意見・要望事項の一覧は、表6のとおりである。

指摘等の内容は、情報の案内・周知など広報・広聴業務に関するものが主なものであった。各局及び各施設管理者においては、指摘事項の是正・改善のみならず、広報・広聴業務をはじめとした各業務について都民・利用者の視点から再検証を行い、PDCAサイクルによる業務管理の徹底など内部統制を有効に機能させ、一層の効率化とともに都民・利用者サービスの充実を図ることが望まれる。

- ア 申込方法を拡充するなど利便性の向上への取組が求められるもの(3件)
- イ ホームページの内容が最新の情報に更新されていないもの(2件)
- ウ 施設の看板、サイン表示等に不備があったもの(4件)

(表6) 都民・利用者サービスに係る指摘及び意見・要望事項一覧

No.	事例	件名	所管局
1	ア	施設利用者の利便に供するよう改善すべきもの	生活文化局
2	ア	※東京都障害者休業ホーム事業の受付手続について ※お忘れものセンター運営業務の電話応対に対するサービスレベルの設定について	福祉保健局 交通局
3	ア	ホームページの内容の確認を行い、必要な更新・修正を継続的に行うべきもの	病院経営本部
4	イ	ハリアフリー情報等の提供を適切に行うべきもの	交通局
5	イ	施設利用者の利便に供するようサインの改善に適切に取り組むべきもの	生活文化局
6	ウ	緊急時の安全かつ円滑な避難誘導等を担保できるように安全対策を講じるべきもの	生活文化局
7	ウ	災害時等の避難経路に必要な是正措置を行うべきもの	福祉保健局
8	ウ	※視覚障害者誘導用ブロックの敷設について	病院経営本部
9	ウ		

(2) 安全・安心の確保

監査の結果、3件の指摘を行った。指摘事項の一覧は、表7のとおりである。指摘は、警備業務や不法侵入者対策などについての内容であった。施設管理者においては、各業務を再点検し、都民・利用者の安全・安心の一層の確保を推進するとともに、局内の施設を統括する部署においては、各施設に対し、ルールの徹底や現場への直接指導等を適切に行い、再発防止を図らねばならない。

(表7) 安全・安心の確保に係る指摘事項一覧

No.	件名	所管局
1	委託契約に係る業務内容を適切に仕様書に定めるべきもの	生活文化局
2	来校者の管理を適切に行うべきもの	教育庁
3	生徒の安全管理を適切に行うべきもの	教育庁

(3) 施設の点検、修繕業務の適正性

監査の結果、次のアからウに示す内容の事例について、合計13件の指摘を行った。指摘事項の一覧は、表8のとおりである。これらは、これまでの監査においても不適切な事例を繰り返し指摘してきた事項である。

今回も、消防設備に係る点検や修繕の不備に関するものが5件認められた。災害発生時の利用者の安全確保のためにも速やかな対応が望まれる。

施設の点検、修繕業務について、全庁への支援を行っている財務局では、表9のとおり、各種の取組を実施している。各局においては、所管施設の業務を再検証し、局内での研修等や、財務局の支援を受けるなど、局全体で事務の水準を一層向上させ、法令等を遵守した事務遂行の徹底が求められる。

- ア 法令等に定められた点検、報告を行っていないかったもの (4件)
- イ 点検及び結果報告が適切に行われていなかったもの (5件)
- ウ 不備が指摘されている設備の修繕等を行っていないかったもの (4件)

(表8) 施設の点検、修繕業務に係る指摘事項一覧

No.	事例	件名	所管局
1	ア	フロソ排抑制法に基づく第一種特定製品の点検を適正に行うべきもの	福祉保健局
2	ア	園の遊具について必要な点検や改修・更新等を適切に行うべきもの	福祉保健局
3	ア	消防用設備点検結果の報告を適正に行うとともに、点検結果への対応を適切に行うべきもの	福祉保健局
4	ア	建築基準法に基づく点検を適正に行うべきもの	福祉保健局
5	イ	保守点検業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	生活文化局
6	イ	自家用電気工作物定期点検保守委託の履行確認を適正に行うべきもの	産業労働局
7	イ	東京港国際埠頭施設等の警備に係る指示及び記録を適切に行うべきもの	港湾局
8	イ	下水道施設の保全管理業務委託等に係る履行確認を適切に行うべきもの	下水道局
9	イ	成城排水調整所の運転操作に係る報告を適切に行わせるべきもの	下水道局
10	ウ	消防用設備について更新計画を定め速やかに更新すべきもの	環境局
11	ウ	消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの	病院経営本部
12	ウ	自動火災報知設備等の点検結果への対応を適切に行うべきもの	中央卸売市場
13	ウ	設備点検結果の速やかな対応に向けた支援を適切に行うべきもの	教育庁

(表9) 財務局における施設の点検、修繕業務に係る庁内支援の取組

項目	概要
規程等の整備	東京都建築物保全規程をはじめとする基準等の各種規程、詳細なガイドブックを整備し、庁内ポータルサイトに「建物管理で困ったら」というページを設け、網羅的に掲載している。
情報連絡体制の状況	知事部局、公営企業の担当者による「東京都建築物等保全情報連絡協議会」を開催し、保全業務を行う際に利用すべき、財務局提供の規程、システム、講習会、相談体制等について周知を行っている。
保全業務支援システムの整備、運用	保全管理台帳を電子化した「保全業務支援システム」(以下「システム」という。)を整備し、各局が、建築物・設備の保全履歴や設備情報を入力して、大規模なものを含め修繕、改修を行う際の必要性や適切な時期を見極めるために役立てることにしている。
講習会の実施	① 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条に基づく定期点検に関する実務について「建築物等定期点検講習会」を年1回行っている。 ② 保全業務の内容全般、システムの入力方法、建物管理委託等契約の仕様書作成等の実務について「維持保全業務講習会」を年2回行っている。
随時相談の体制整備	建築保全部工務課保全担当7名が、「保全コールセンター」として、各局からの電話相談に電話や現場出張により対応し、技術的な判断や積算の実務などについて支援を行っている。(年間約250件)

(4) 施設管理に係る事務処理の適正性

監査の結果、次のアからオに示す内容の事例について、合計11件の指摘を行った。指摘事項の一覧は、表10のとおりである。

指摘は、維持補修業務の複数単価契約に係る指示書の不備など、事務手続に関するものが主なものであり、その他は財産管理事務に関するものであった。複数単価契約の指摘事項は、作業変更指示書の未作成や履行確認が適正に行われていないものなど、過去の監査でも繰り返し指摘してきた事項である。

施設の機能の維持及び性能の確保を図るためには、委託する業務の内容を適切に記載した仕様書の作成や、その仕様書に基づき適切な履行確認が不可欠である。

契約事務や経理事務は、全庁統一的な事務であることから、今後、庁内の契約事務におけるリスクを評価・分析するとともにリスクコントロールを適切に行うよう、内部統制制度の適切な構築と運営により、事務の一層の適正化が望まれる。

- ア 随意契約における特命理由が合理的でなかったもの(1件)
- イ 合理的な理由なく分割して契約したため競争性が損なわれていたもの(1件)
- ウ 仕様書に記載する業務等の内容が不十分であったもの(1件)
- エ 委託業務等の履行確認が不十分であったもの(4件)
- オ 行政財産使用許可の手続を通正に行っていなかったもの(4件)

(表10) 施設管理に係る事務処理の指摘及び意見・要望事項一覧

No.	事例	件名	所管局
1	ア	機械整備委託契約に係る契約手続を通正に行うべきもの	港灣局
2	イ	庁舎内の排水設備等の清掃委託に係る契約方法を見直すべきもの	産業労働局
3	ウ	印刷物の仕様書を通正に定めるべきもの	福祉保健局
4	エ	契約の履行確認を通正に行うべきもの	福祉保健局
5	エ	駅舎の照明設備点検清掃委託を通正に行うべきもの	交通局
6	エ	都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託を通正に行うべきもの	交通局
7	エ	都営地下鉄駅立体図の変更委託の進行管理を通正に行うべきもの	交通局
8	オ	占用料等の徴収に伴う測定額の登録を遅滞なく行うべきもの	建設局
9	オ	設置許可に当たり必要な書類により審査を行うべきもの	建設局
10	オ	施設の経営状況の報告を確認すべきもの	建設局
11	オ	照明用電気計器の設置を通正に行うべきもの	港灣局

4 総括

本監査においては、各局の施策運営の拠点となる都民・事業者利用施設について、「都民・利用者に対するサービスの状況」、「安全・安心確保」、「施設の点検、修繕業務の適正性」、「施設管理に係る事務処理の適正性」の観点から、全庁統一的・横断的に監査を実施した。

まず、都民・利用者に対するサービスの状況については、近年の外国人居住者等の増加に伴い、パンフレットやホームページを4か国語（日、英、中、韓）で作成したり、窓口に対話シートを設置するなど、外国人への対応力の向上を積極的に図っているほか、全ての来訪者がストレスを感じることなく施設を利用できるよう、入口等のスロープの設置やオストメイト対応トイレの設置、手話対応が可能な非常勤職員の配置など、ハード、ソフトの両面からバリアフリー対応を行っていた。また、各施設に届いた都民・事業者の要望等について、当該施設内での情報共有にとどまらず、局を通じて同様の施設にも情報提供され、改善の必要がある場合には、速やかな対応が取られていることが多くの施設で認められた。これらのことから、各施設において、利用者のニーズを迅速に把握し、適切な施設管理、運営に反映させるなど、施設ごとの特色に応じた利用者サービスの向上が進んでいることを確認した。

一方で、施設の点検、修繕業務の適正性については、消防用設備の不備が繰り返し指摘されているにもかかわらず補修等の対応を行っていない事例や、法令等により点検が義務付けられている設備の点検や報告を行っていない事例など、施設を管理する上で基本的な事項が疎かになっている事例が多く認められた。施設の安全・安心確保や機能の維持は施設管理者の第一の使命であることから、各施設管理者においては、一層の厳格な対応が望まれる。

今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、スポーツ施設、文化施設、交通施設等を利用する都民や観光客の一層の増加も見込まれる。また、少子高齢化の進行、外国人居住者の増加等に伴い、施設の利用者やそのニーズは変遷しつつある。こうした状況を踏まえ、各施設管理者は、日々創意工夫を重ね、適時適切に業務内容の検証を行い、PDCAサイクルを活用した必要な見直しを行うなど、今後もより一層都民、利用者ニーズを的確に捉えた施設の管理、運営に努めることを求めるものである。

第4 局別重点監査事項

1 背景と目的

監査を効果的かつ効果的に行うためには、監査対象のリスク評価を適切に行い、リスクの重要度に応じた監査手続を進めて行く必要がある。

各局では、それぞれの分掌に応じた局独自の事業を展開しており、これらの事業は多岐にわたる、契約事務や会計事務など財務に関する事務は、全庁統一的な事務であるものの、その運用は各局の責任で行われている。

これらのことから、事業や事務のリスクは局ごとに異なるため、適切に見極めることが肝要である。

このため、本監査においては、重要と考えられる事項を「局別重点監査事項」としてテーマを設定し、監査を行った。

テーマは、

- ① 都政における重要な事業
 - ② 都民の関心の高い事業
 - ③ 過去の監査において指摘が繰り返されている事務や事業
- などから、時宜に合うものを選定した。

2 監査の結果

監査の結果、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、各事業は適切に執行されていることを確認した。なお、指摘事項は、10局に対し23件行っており、補助金の実績報告の様式を見直す必要があるものなどとなっている。

局別の指摘事項の件数は、表11のとおり、局別重点監査事項及び選定理由は表12のとおりである。

(表11) 局別指摘件数

No.	局名	指摘件数	No.	局名	指摘件数
1	青少年・治安対策本部	1	6	環境局	1
2	主税局	4	7	福祉保健局	2
3	生活文化局	5	8	中央卸売市場	3
4	利ビエ・カ・ハラビエ・ツリ準備局	1	9	下水道局	3
5	都市整備局	1	10	教育庁	2
合計					23

(表12) 局別重点監査事項及び選定理由

No.1	政策企画局	契約手続	局は、外国企業の誘致や国際金融都市東京を実現するための調査等、局特有の契約を締結している。そこで、これらの契約を中心に、契約手続、仕様書の内容、履行確認等が適正なものとなっているか検証する。
No.2	青少年・治安対策本部	契約手続	本部は、広報に伴うパンフレット等の印刷物の契約が多いほか、過去の指図書例において、仕様書の内容の見直しが必要なものなどの事例が認められた。そこで、契約手続、仕様書の内容、履行確認等が適正なものとなっているか検証する。
No.3	総務局	都庁働き方改革	都は、平成28年10月以降、「ライフ・ワーク・バランス」実現に向けた取組を強化してきており、総務局が中心となって職員の働き方改革を進めている。 今後、都政の諸課題に的確に対応できる、生産性の高い執行体制を構築するためには、職員の長時間労働の是正や健康確保等を達成できる、働きやすい職場環境の整備が必要不可欠である。そこで、都庁働き方改革が実効性ある対策となっているか検証する。
No.4	財務局	利活用促進に伴う土地の評価に係る調査	局は、土地をはじめとした事業用不動産の買入れ、交換、管理及び売却を行っている。都用地については、売却のほか、待機児童対策など都政の喫緊の課題解決に向けて、施策連動型の定期借地契約など様々な手法による利活用が拡大しており、その評価に係る調査は、重要な業務である。 そこで、局が行う都用地の評価に係る調査が適切に実施されているか検証する。
No.5	主税局	固定資産(土地・家屋)の課税	局では、固定資産税(土地・家屋)に係る指摘事例が多く、課税事務における現況の変動を捕捉できなかったことにより発生している。そこで、固定資産税の課税事務が適正に実施されているか検証する。

No.6	生活文化局	契約手続	局では、種簿、仕様内容、履行確認及び特命理由等、契約手続に関する指摘事例が発生している。そこで、契約手続、仕様書の内容、履行確認等が適正なものとなっているか検証する。
No.7	初代レガ・パブリックが準備局	大会準備の経費縮減に向けた取組	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発表した東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会経費V2(バージョン2)による大会経費、総額1兆3,500億円のうち都の負担は、6,000億円(組織委員会:6,000億円、国:1,500億円)となっている。都は、大会準備に万全を期すとともに、この負担金額の枠内に収まるよう経費縮減に取り組むことが求められている。 そこで、大会準備の経費縮減に向けた局の取組が効果的なものとなっているか検証する。
No.8	都市整備局	空き家活用等支援事業	都内の空き家が増加し適正に維持管理されなければ、生活環境の悪化や地域活力の衰退をもたらすおそれがあるため、局は、空き家の有効活用、適正管理などの観点から、その実施主体である区市町村の取組の支援など総合的に取り組んでいる。 そこで、本事業が効率的かつ効果的に取り組まれているか検証する。
No.9	環境局	特命随意契約	局の事業は、多岐にわたったり、執行に当たって専門的な技術やノウハウを必要とするものも多く、主に委託契約により専門性を持つ業者への特命随意契約などで実施されている。そこで、契約事務が適正に行われているか検証する。
No.10	福祉保健局	債権管理	局では、診療報酬(本人負担)等の債権管理に関する指摘事例が発生している。 そこで、これらの債権管理が適正に行われているか、事業所を所管する部との連携は適切に行われているか検証する。

No.11	病院経営本部	診療報酬の請求事務（保険者負担分）	診療報酬は、病院事業の基幹となる収益であり、診療報酬の請求に係る事務は重要性が高い。また、診療報酬は、請求額どおりの金額が収入されるのではなく、内容不備による返戻や、支払基金等の審査により請求額が減額される査定があり、再請求するかどうかの検討や未収金の管理など業務内容が多岐にわたっている。 そこで、これらの事務処理が適切に行われているか検証する。
No.12	産業労働局	外国人旅行者受入に係るサービスマ向上支援事業	局は、東京を訪れる外国人旅行者が快適に観光を楽しめるよう、外国人の受入環境の充実を図る様々な取組を行っている。 外国人受入環境の充実は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などを見据え、喫緊の課題であり、事業は遅滞なく行わなければならない。そこで、事業の進捗状況等が適切であるかなど検証する。
No.13	中央卸売市場	施設使用料の徴収	中央卸売市場は、市場施設を整備して市場内業者等に施設の使用指定（許可）を行い、施設使用料を徴収している。これらの業務は、市場取引を支える重要な業務の一つであり、施設使用料は、市場会計を支える最も大きな収入となっている。 そこで、市場施設使用指定（許可）台帳に基づいた適正管理がなされているか検証する。
No.14	建設局	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設の建設工事	局は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催に向けて、平成 31 年度に行われるテストイベントまでに、カヌー・スラローム会場、アーチェリー会場を建設する予定である。また、競技会場等となる都立公園では、バリアフリー整備やサインの多言語化等を東京 2020 大会に向けて行うこととしている。 そこで、東京 2020 大会の成功のために遅滞が許されないとともに、都民の関心も高いことから、建設工事に係る内部統制（予算管理、工程管理、工事調整等）等を検証する。

No.15	港湾局	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設の建設工事	局では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催に向けて、平成 31 年に予定されるテストイベントまでに、ボート、カヌー（スラローム）競技会場となる海の森水上競技場を整備する予定である。 また、東京 2020 大会の選手村は、現在既設防潮堤の外側にあることから、安全・安心な本大会の実施に向けて、晴海選手村の外周部を取り囲む陸上防潮堤・防潮護岸を整備している。 そこで、これらの整備は東京 2020 大会の成功に向けて遅滞が許されないとともに、都民の関心も高い事項であることから、建設工事に係る内部統制（予算管理、工程管理、工事調整等）等を検証する。
No.16	会計管理局	内部統制（警察・消防出納部における会計事務について）	警視庁内、東京消防庁内に所在する警察出納課、消防出納課は、警視庁（1局102か所）、東京消防庁（1局92か所）の収入・支出に関する書類等の審査事務及び支払事務を行っている。そこで、局が掲げる「適正な会計事務の確保」がなされているか検証する。
No.17	東京消防庁	多数の者の集合する催しにおける火災予防指導の推進	平成 25 年 8 月に発生した京都府福知山市の花火大会火災を契機に、多数の者の集合する催しにおける火災予防対策の充実強化を図るため火災予防条例の一部が改正された。そこで、平成 26 年 8 月の条例施行以降、一定期間経過後の本事業の取組を検証する。
No.18	交通局	地下構造物の安全管理	都営地下鉄は、地下構造物に対して、日常点検や定期点検において、必要な対応を行っている。点検や検査で判明した経年等による地下構造物の劣化に対しては、機能回復を図るため、必要な補修を計画的に実施するとともに、駅施設の改良工事を行っている。 そこで、都営三田線及び都営新宿線における地下構造物の安全管理について、各種基準等に基づき適切に行われているか検証する。 (都営浅草線、都営大江戸線は、平成 29 年定例監査で実施済み)